

浦添市・中城村・北中城村ごみ処理施設連絡会議会則

平成 30 年 7 月 31 日

連絡会議決定

(趣旨)

第 1 条 この会則は、次に掲げる規約に基づき、連絡会議の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(1) 中城村と浦添市との間におけるごみ処理施設の整備等に関する事務の委託に関する規約

(2) 北中城村と浦添市との間におけるごみ処理施設の整備等に関する事務の委託に関する規約

(合同設置)

第 2 条 連絡会議は、浦添市、中城村及び北中城村が合同して設置する。

(名称)

第 3 条 連絡会議は、浦添市・中城村・北中城村ごみ処理施設連絡会議という。

(所掌事務)

第 4 条 連絡会議は、次に掲げる事項について協議を行う。

(1) ごみ処理施設の建設、運営及び廃止に係る連絡調整に関すること。

(2) 委託事務に係る予算及び決算に関すること。

(3) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第 5 条 連絡会議は、会長及び委員 2 人をもって組織する。

(会長)

第 6 条 会長は、浦添市長とする。

2 会長は、連絡会議の事務を統括し、連絡会議を代表する。

(委員)

第 7 条 委員は、中城村長及び北中城村長とする。

(会長の職務代理者)

第 8 条 会長に事故があるとき、又は欠けたときは、浦添市長の職務代理者が会長の職務を代理する。

(招集)

第9条 連絡会議は、会長が招集する。

- 2 連絡会議は、年2回程度これを招集する。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、臨時に連絡会議を開くことができる。
- 4 前2項に定めるもののほか、委員から連絡会議の招集の請求があるときは、会長は、連絡会議を招集しなければならない。

(運営)

第10条 連絡会議は、委員の全員が出席しなければ開くことができない。

- 2 委員がやむを得ない理由により連絡会議に出席できない場合は、当該委員が指定する職員をもってその職務を代理させることができる。
- 3 会長は、連絡会議の議長となる。
- 4 会長は、第4条に規定する所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(幹事会)

第11条 連絡会議に、その所掌事務について協議させるため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって組織し、別表第1に掲げる職にある者を充てる。
- 3 幹事長は、幹事会を代表し、会務を総理する。
- 4 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 第9条第1項及び第4項並びに前条第2項から第4項までの規定は、幹事会の運用について準用する。

(作業部会)

第12条 幹事会に、その所掌事務について調査・研究させるため、作業部会を置く。

- 2 作業部会は、部会長、副部会長及び部会員をもって組織し、別表第2に掲げる職にある者を充てる。
- 3 部会長は、作業部会を代表し、会務を総理する。

4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 第9条第1項及び第4項並びに第10条第2項から第4項までの規定は、作業部会の運用について準用する。

(経費)

第13条 連絡会議に要する費用は、浦添市において負担する。

(費用弁償等)

第14条 会長、委員及び職員並びに第10条第4項(第11条第5項の規定により準用する場合を含む。)の規定により出席を求められたものは、その職務を行うために要する費用の弁償等を受けることができる。

2 前項の費用の弁償等のうち旅費を支給する場合において、その額及び支給方法は、浦添市の職員に支給する旅費の例による。

(事務局)

第15条 連絡会議の事務局は、浦添市に置く。

(会議録)

第16条 会長は、事務局の職員に会議録を作成させるものとする。

(連絡会議の解散の場合の措置)

第17条 連絡会議が解散した場合における事務の承継については、浦添市長、中城村長及び北中城村長が協議の上これを定める。

附 則 (平成30年7月31日)

この会則は、平成30年7月31日から施行する。

附 則 (令和2年2月5日)

この会則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年4月1日)

この会則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年4月1日)

この会則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年4月1日)

この会則は、令和5年4月1日から施行する。

別表第 1 (第 11 条關係)

幹事長	浦添市 環境保全課長
副幹事長	中城村 住民生活課長 北中城村 住民生活課長
幹事	浦添市 環境施設課長 浦添市 新施設建設室長 浦添市 環境保全課 環境推進係長 浦添市 環境保全課 環境整備係長 浦添市 環境保全課 環境整備係主査 浦添市 環境施設課 管理係長 浦添市 新施設建設室 技査 浦添市 新施設建設室 技師 中城村 住民生活課 生活環境係長 北中城村 住民生活課 環境対策係長

別表第 2 (第 12 条關係)

部会長	浦添市 環境保全課 環境推進係長
副部会長	中城村 住民生活課 生活環境係長 北中城村 住民生活課 環境対策係長
部会員	浦添市 環境保全課 環境整備係長 浦添市 環境保全課 環境整備係主査 浦添市 環境施設課 管理係長 浦添市 新施設建設室 技査 浦添市 新施設建設室 技師